

檜葉町公告第66号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び檜葉町財務規則(昭和57年檜葉町規則第11号)第112条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和7年12月17日

檜葉町長 松本 幸英

| | | |
|------------------|---|--|
| 1 | 工事番号 | 7産創第439号 |
| 2 | 工事名 | 波倉産業団地敷地造成工事(2工区) |
| 3 | 工事場所 | 福島県双葉郡檜葉町大字波倉字細谷及び五反田地内 |
| 4 | 指定工種 | 希望する工事種別 一般土木工事 |
| | | 建設業許可業種 土木工事業 |
| 5 | 工事概要 | 波倉産業団地2工区 A=10.02ha 町道波倉線道路改良工事 L=473m 区画道路工事 L=170m 細谷川改修工事 L=560m 主な工種:土工、浅層混合処理工、中層混合処理工、護岸工、排水構造物工、舗装工、防火水槽工、公園工 |
| 6 | 工期 | 令和9年3月31日 まで |
| 7 | 概算工事費 | 1,800,000,000円 |
| 8 | 予定価格 | 事後公表 |
| 9 | 最低制限価格 | 設定あり。 この場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札は、失格とする。なお、最低制限価格を下回る入札をしたものは、再度入札に参加させないものとする。 |
| 10 | 契約書の作成 | 必要 |
| 11 | 議会の議決 | 議決あり |
| 12 | 入札参加形態 | 共同企業体 |
| 13 | 入札参加資格要件 | 入札に参加できる者は、設計書閲覧前において次に掲げる①から⑥までのすべての要件を満たし共同企業体を結成している者とする。 |
| ○ 共同企業体の構成要件について | | |
| ① | 共同企業体の結成は自主結成とし、構成員は3者以内とする。 ただし、構成員は、町内に本店・本社を構える、資格点数が800点以上の企業者とする。 | |
| ② | 共同企業体の組み合わせは、下記のいずれかとする。 ・2共同企業体の組み合わせは、⑤及び⑥の(1)及び⑥の(2)に規定する代表構成員の資格要件を満たすものと、⑤及び⑥の(1)及び⑥の(3)に規定する第2構成員の資格要件を満たす者と組み合わせとする。 ・3共同企業体の組み合わせは、⑤及び⑥の(1)及び⑥の(2)に規定する代表構成員の資格要件を満たすものと⑤及び⑥の(1)及び⑥の(3)に規定する第2構成員・第3構成員の資格要件を満たす者と組み合わせとする。 | |
| ③ | 構成員は、本工事における他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 | |
| ④ | 代表構成員の出資比率は、各構成員のうち最大の出資比率とし、かつ、各構成員の最小出資比率は、2者であれば30%以上、3者であれば20%以上とする。 | |
| ⑤ | 基本要件 (1) 檜葉町競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (2) 令和8年1月22日現在において市町村税等を滞納していないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 | |
| (4) | 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 | |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|----------|--------|---------|-------|
| 13 | <p>本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>「資本面において関連がある建設業者」 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有するか、その出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者をいう。</p> <p>「人事面において関連する建設業者」 建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者をいう。</p> | | | | |
| | <p>他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。</p> <p>(1) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合は除く。 1)会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合。 2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>(2) 人的関係 次のいずれかに該当する場合をいう。 1)一方の会社役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。 2)一方の会社役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (1)と(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。</p> | | | | |
| (6) 共同企業体構成員の資格要件 | | | | | |
| (1) 構成員の共通要件 | | | | | |
| 1) | 檜葉町令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 | | | | |
| 2) | <p>登録内容</p> <table border="1"> <tr> <td>希望する工事種別</td> <td>一般土木工事</td> </tr> <tr> <td>建設業許可業種</td> <td>土木工事業</td> </tr> </table> | 希望する工事種別 | 一般土木工事 | 建設業許可業種 | 土木工事業 |
| 希望する工事種別 | 一般土木工事 | | | | |
| 建設業許可業種 | 土木工事業 | | | | |
| 3) | 所在地区分 町内に本店・本社を有する者 | | | | |
| 4) | 工事施工実績 ・同種工事の実績があること。 | | | | |
| 5) | 建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。 当該業種の特定建設業の許可を有する者。 | | | | |
| (2) 代表構成員の資格要件 | | | | | |
| 1) | 資格点数 800点以上 上記登録内容における建設業許可業種の総合評点(P)が左の欄に表示した点数に該当する者。 | | | | |
| 2) | 技術者の配置 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者※1を監理技術者として専任で配置すること。 なお、配置する技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上雇用関係にあること。 ※1 監理技術者資格証の交付を受け、監理技術者講習を終了した日から5年を経過していない者であること。 | | | | |
| (3) 第2構成員・第3構成員の資格要件 | | | | | |
| 1) | 資格点数 800点以上 上記登録内容における建設業許可業種の総合評点(P)が左の欄に表示した点数に該当する者。 | | | | |
| 2) | 技術者の配置 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 なお、配置する技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上雇用関係にあること。 ※1 監理技術者資格証の交付を受け、監理技術者講習を終了した日から5年を経過していない者であること。 | | | | |

| | | |
|--------------|---|--|
| 14 | 入札参加申請手続き | |
| ① 提出書類 | 条件付一般競争入札参加申請書(様式第4号の2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し | |
| ② 提出方法 | メール | |
| ③ 提出先 | 本公告中の29に定める先へ提出する。 | |
| ④ 申請期間 | 令和7年12月26日(金) 午後5時15分まで ※申請の期間内は、土・日・祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。 | |
| 15 | 設計図書の閲覧 | |
| ① 閲覧場所 | 檜葉町ホームページ(閲覧およびダウンロード) | |
| ② 閲覧期間 | 令和8年1月8日(木)午前8時30分から 令和8年1月22日(木)午前11時10分まで ※ただし、図面のみ令和7年12月17日(水)午前8時30分から閲覧できる。 | |
| ③ 閲覧対象者 | 本公告中の13に定める入札参加資格を満たしている者。 | |
| ④ 閲覧方法 | 閲覧方法は、檜葉町ホームページからダウンロードとする。 ※なお、ダウンロードした設計書を閲覧する際には、パスワードの入力が必要となるので、閲覧を希望する者は、総務課財産管理係に照会する。 | |
| ⑤ パスワード照会方法 | ・パスワードの照会は「設計図書等閲覧用パスワード照会申請書兼回答書」により必要事項を記入の上、メールにて提出すること。 ・照会開始は、令和8年1月8日(木)午前8時30分からとする。 ・照会期限は、令和8年1月20日(火)午後5時15分までとする。 ※ただし、図面のみ令和7年12月17日(水)午前8時30分から照会開始とする。 | |
| ⑥ 照会先 | 本公告中の29に定める先へ照会する。 | |
| ⑦ パスワード回答方法 | 回答は、⑤で申請があった「設計図書等閲覧用パスワード照会申請書兼回答書」にパスワードを記入の上、メールで返信する。 | |
| 16 | 設計図書等に対する質問 | |
| ① 質問方法 | 本工事に関する質問は、「条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書兼回答書」に記入のうえメールにて提出するものとする。 | |
| ② 質問書提出先 | 本公告中の29に定める先へ提出する。 | |
| ③ 質問期限 | 令和8年1月19日(月)午後5時15分まで | |
| ④ 回答期限 | 令和8年1月21日(水)午後5時15分まで | |
| ⑤ 質問に対する回答方法 | ・質問の回答は、町ホームページに掲載する。 ・質問者へ回答の連絡は、原則行わないものとする。 | |
| ⑥ 現場説明会 | 原則実施しない。 | |
| 17 | 入札方法 | |
| ① 入札方法 | 持参による。 | |
| ② 提出書類 | ・入札書・工事費内訳書 ・委任状(必須) ※原則指定様式で入れること。 ※再度入札の場合は、入札書に回数を記入して入れすること。 | |
| 18 | 入札日時等 | |
| ① 入札日時 | 令和8年1月22日(木)午前11時10分 | |
| ② 入札場所 | 檜葉町役場 3階 大会議室 | |
| 19 | 入札回数 | |
| 20 | 入札の無効 | |
| | ①町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札。 ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札。 ③その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札。 | |

| | | |
|----|-------------------|---|
| 21 | 落札候補者の決定 | 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。 |
| 22 | 入札参加資格要件の審査に関する事項 | <p>① 入札参加資格審査 落札候補者は、指示を受けた日から、起算して原則5日以内(土・日・祝日等の休日を除く。)に入札参加資格確認書類を提出すること。</p> <p>② 提出方法 持参又は、郵送(提出期限必着)。</p> <p>③ 提出先 本公告中の29に定める先へ提出する。</p> <p>④ 提出書類 ・条件付一般競争入札参加資格確認申請書</p> |
| 23 | 落札者の決定 | 落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに落札者に通知し、町ホームページに公表する。 |
| 24 | 再度入札 | 初回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において最低制限価格を下回る価格の入札者及び無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。 |
| 25 | 入札保証金 | 免除(檜葉町財務規則第115条第1項第4号) |
| 26 | 契約事項 | 契約については、檜葉町財務規則及び檜葉町工事請負契約約款に基づき契約を締結する。 |
| 27 | 契約保証金 | <p>契約を締結しようとする者は、檜葉町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行に生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。</p> <p>①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合。</p> <p>②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。</p> <p>③檜葉町財務規則第99条第1項第4号又は同項第14号の規定に該当する場合。</p> <p>④請負金額が500万円未満の工事請負契約の場合。</p> |
| 28 | その他 | <p>①契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>②契約を締結した者は、その請負代金が500万円以上となる場合は、コリンズ登録すること。</p> <p>③本公告に係る様式等については、町ホームページで閲覧およびダウンロードが可能である。</p> <p>④本公告に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令及び本町の財務規則等の定めるところによる。</p> |
| 29 | 問合せ先 | 〒979-0604 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6 檜葉町役場 総務課 財産管理係(入札担当) TEL:0240-23-6100 FAX:0240-25-5564 メールアドレス:kanzai-n@town.naraha.lg.jp |